

特別支援教育教科用図書の採択事務について

- 1 法令根拠（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条）
義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までにしなければならない。
- 2 特別支援教育教科用図書の採択事務
・高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、
（中略）、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。（学校教育法附則第9条）

